

文化財等画像利用に関する要領

(文化財等画像利用の手続きについて)

第1条 座間市教育委員会教育部生涯学習課の刊行物に掲載している座間市（以下「市」という。）の市史・文化財に関する画像（市ホームページ上で掲載している画像を含む。以下「文化財等画像」という。）を出版物掲載又は商用目的等で利用する場合は、利用申請を行い、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び市教育委員会が業務のために使用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(利用の範囲)

第2条 文化財等画像の利用に当たっては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も利用することができる。

- (1) 市教育委員会及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 市の教育・文化財保護行政に損害を与えるおそれのあるとき。
- (4) その他市教育長が不適當な使用と認めたとき。

(利用承認申請)

第3条 任意の書式で、必要事項を記入した利用承認申請書を、郵送、メール又はファクシミリで市教育委員会教育部生涯学習課に提出する。必要事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 宛名（市教育長）
- (2) 申請者名（事業主体の代表者名等）
- (3) 利用する文化財等画像の名称等（市刊行物の該当のページ、市ホームページの該当するURL等）
- (4) 利用目的
- (5) 利用予定日時（刊行日、発売日、利用期間等）
- (6) 連絡先

2 申請の際、利用する文化財等画像を特定できる見本や企画書等を添付すること。

(利用の承認)

第4条 市教育長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、利用の承認・不承認を決定し、申請者に対して文書により通知するものとする。

(利用上の遵守事項)

第5条 文化財等画像を利用する際は、出典を記載すること。

(免責事項)

第6条 文化財等画像の利用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市教育委員会は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要領は、令和5年5月22日から施行する。